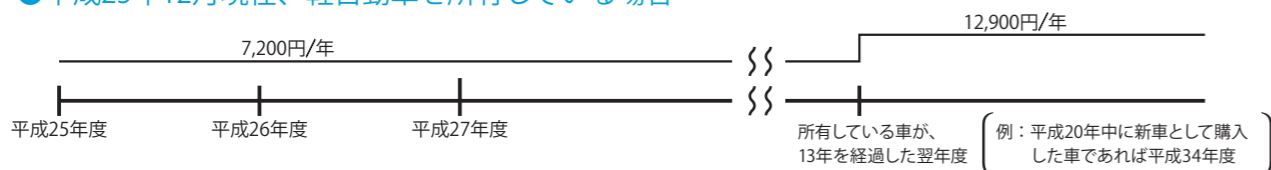
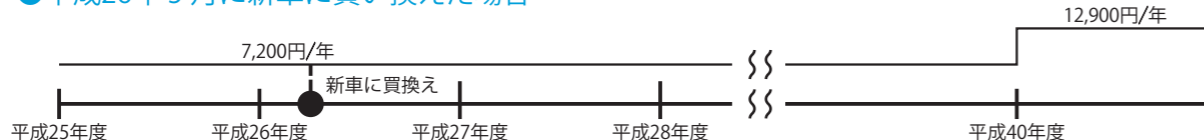


軽自動車税の税負担の変化（自家用・乗用の例）

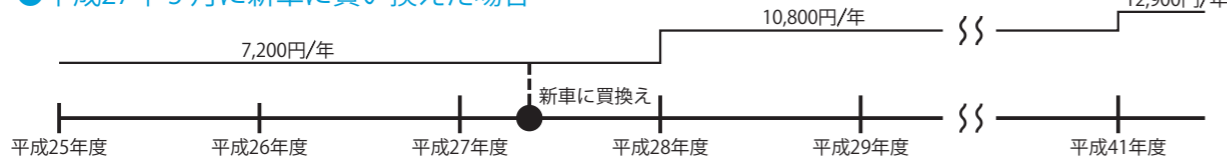
●平成25年12月現在、軽自動車を所有している場合



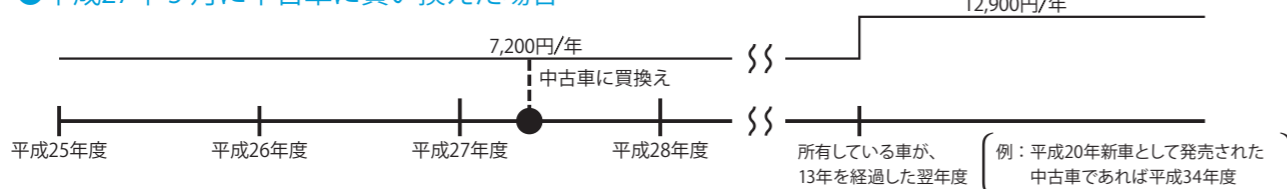
●平成26年5月に新車に買い換えた場合



●平成27年5月に新車に買い換えた場合



●平成27年5月に中古車に買い換えた場合



その他ご不明な点があれば、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 町民税係 ☎ 0968・86・5723
 総合支所 住民課 税務収納係 ☎ 0968・34・3111(内線754)

法人町民税・軽自動車税の税率改正が実施されます

◆法人町民税 法人税割の税率改正◆

(現行) **12.3%** (標準税率) ⇒ (改正後) **9.7%** (標準税率)

※平成26年10月1日以降に開始する事業年度から適用。

◆軽自動車税の税率改正◆

車種区分			現行	改正後	
原動機付自転車	50cc以下		1,000円	2,000円	
	50cc超90cc以下		1,200円	2,000円	
	90cc超125cc以下		1,600円	2,400円	
	ミニカー		2,500円	3,700円	
軽2輪 (125cc超250cc以下)			2,400円	3,600円	
小型2輪 (250cc超)			4,000円	6,000円	
ボートトレーラー			2,400円	3,600円	
軽自動車	3輪		3,100円	3,900円	
	4輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円
		乗用	営業用	5,500円	6,900円
	4輪以上	貨物用	自家用	4,000円	5,000円
貨物用		営業用	3,000円	3,800円	
小型特殊車	農耕作業用		1,600円	2,400円	
	その他		4,700円	5,900円	

※ただし、軽自動車については、平成27年4月1日以後に「最初の新規検査」を受けるものから適用。

(平成27年3月31日までに「最初の新規検査」を受けたものは現行の税率に据え置き)

※「最初の新規検査」とは今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を新たに使用する時に受ける検査です。

※平成27年1月1日から施行。

◆軽自動車税の税率の特例（重課）◆

「最初の新規検査」から14年目以降の3輪以上の軽自動車に対して、平成28年度分以後の軽自動車税について適用。

車種区分			現行	改正後
3輪			3,100円	4,600円
4輪以上	乗用	自家用	7,200円	12,900円
		営業用	5,500円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	6,000円
		営業用	3,000円	4,500円

※平成28年4月1日から施行。

“狂犬病予防集合注射を実施します”

今年度、まだ狂犬病予防注射を接種していない犬（生後3ヵ月以上）を対象とした集合注射を下記の日程で実施します。

また、新しく犬を飼われた人は必ず登録をしてください。登録手数料として別途3,000円が必要となります。

なお、狂犬病予防注射は動物病院でも受けることができます。

集合注射料金 3,070円（消費税率変更のため、料金が変わりました。）

登録・注射日程	受付時間	実施場所
10月11日（土）	午前9時～11時	総合支所裏車庫前
	午後1時～3時	本庁裏車庫前

※会場には必ず犬を制御できる人がお連れください。

※11月ごろ、獣医師の巡回による予防注射（注射料の他に別途巡回料が必要）を実施予定です。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 生活環境係 ☎0968・86・5723
 総合支所 住民課 住民生活係 ☎0968・34・3111(内線751)

